

2006年度～2010年度

協働のまち藤沢をめざして

# 藤沢市市民活動推進計画

2005年9月

藤 沢 市

## はじめに

阪神・淡路大震災を契機として全国的に拡大した市民活動であります。昨年10月に発生した新潟県中越地震でも全国から多くのボランティアが被災地に駆けつけ、さまざまな支援活動を展開しました。

現地の避難所では、食事の支度や支援物資の運搬など、また、被災者の自宅では、家の中の片づけや壊れた家の廃材の運搬や農作業の手伝いなどを、ボランティアの人々が支えてきました。本市からも多くのボランティアが支援活動に参加したと聞いており、現在でもなお継続されているところであります。

これまで、ボランティアや市民活動は、「無償」の活動といった性格を持っていましたが、公益的な市民活動を継続的に維持し、発展させていくためには、収益を得て次の活動へ展開するための費用に充てることが必要となってきました。つまり、非営利活動ではありますが、収益を得ながら活動を展開していくことが必要となってきたわけであります。

国においては、新たにコミュニティビジネスの推進を掲げておりますが、地域の課題をビジネスの手法により解決していくために、その実施主体の一つとして市民活動団体やNPO法人に期待を寄せているところであります。

市内では、高齢者の介護予防事業やIT技術を活かした事業的な活動が、徐々に増えつつあります。参加される市民層はさまざまですが、今後はリタイアされた方の参加も増えていくものと考えております。

いま、いわゆる2007年問題が各分野で論議されておりますが、団塊の世代が定年を迎えて地域社会に戻るときこそ、本市の豊富な人材が地域でその力を発揮していく大きな転機となるものと考えております。団塊世代の市民の皆さんが、これから地域でどのような活動を起こしていくか、将来に向けて大きな期待が寄せられております。

終わりに、この計画策定に当たりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました藤沢市市民活動推進委員会の委員の方々、藤沢市市民電子会議室運営委員会の委員の方々、そして関係者の皆様方に心から厚く御礼申しあげますとともに、この計画の実現に向け、今後とも市民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申しあげます。

2005年9月

藤沢市長 山本 捷雄

# 目 次

## はじめに

<b>第1章</b>	<b>計画策定の趣旨・位置付け</b>	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	対象	3
<b>第2章</b>	<b>市民活動推進の現状</b>	4
1	推進の背景と意義	4
2	藤沢市の取り組み	4
3	国、県の状況	5
<b>第3章</b>	<b>藤沢市における市民活動推進の諸課題</b>	8
1	活動する場の確保について	8
2	情報の収集及び提供について	8
3	財政的な支援について	9
4	協働事業について	9
<b>第4章</b>	<b>市民活動推進の基本理念</b>	11
1	市民活動推進計画の基本理念	11
2	協働について	11
<b>第5章</b>	<b>市民活動推進の基本的な指針と施策</b>	13
1	活動する場の確保について	13
2	情報の収集及び提供について	16
3	財政的な支援について	19
4	協働事業について	22
<b>第6章</b>	<b>市民活動推進計画の推進体制</b>	25
1	市民活動推進の体制	25
2	市民活動を推進する人材の育成	25
3	市民活動推進計画の基本的な施策実施担当課	27
資料編	藤沢市の市民活動支援図	30
	藤沢市公共施設一覧表	31
	藤沢市市民活動推進条例	36

# 第1章 計画策定の趣旨・位置付け

## 1 計画策定の趣旨

「私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団体が協力し合って、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとってますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。そのためには、市民一人ひとりが、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待される場所である。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなっている。

とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によって行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここに藤沢市市民活動推進条例を制定した。」（市民活動推進条例前文より）

本市では、2001年（平成13年）10月1日に施行した藤沢市市民活動推進条例において、市民活動推進計画について市の責務を示し、「市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるものとする。」と定めています。

この趣旨に沿って本市の市民活動の推進計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市のふじさわ総合計画2020の基本計画における基本目標に対応したもので、市民活動推進条例に基づき本市の市民活動推進に関わる計画を定めたものです。

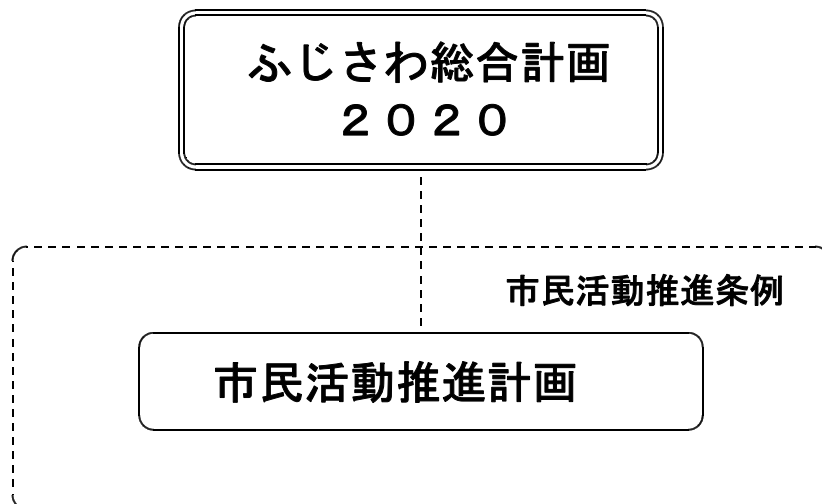
ふじさわ総合計画2020の基本計画

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2 市民が主体のまちづくり

1) 市民活動団体のネットワーク化の支援

2) 市民活動推進センターの支援



**【これまでの経過】**

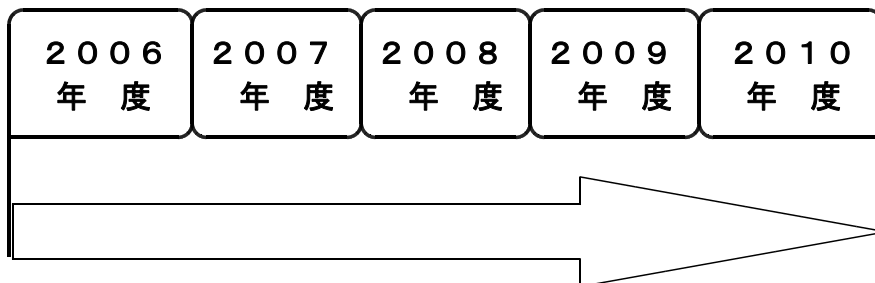
- 2001年（平成13年）10月 1日 市民活動推進条例施行
- 2001年（平成13年）12月15日 市民活動推進センター開設  
(市民活動を推進する拠点施設)

**3 計画の期間**

本計画は、2006年度から2010年度までの5ヶ年の計画とし、ふじさわ総合計画2020との連携を図るものです。

なお、今後の社会経済情勢の変化や、国、県、及び本市における市民活動の推進状況を考慮しながら、見直しを行っていくものとします。

**計画期間**



## 4 対象

本計画は、公益的な市民活動を行い、又は行おうとするものを対象とします。

「公益的な市民活動」とは、誰に対しても開かれ、継続性があり、地域の課題や社会的問題等の解決のために取り組むものを意味し、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、政治・宗教活動等を除くものをいいます。

しかし、市民活動の中には、地域が限定されたり、公益性が強いものがありますが、公益を目的とした活動が活動の範囲を広げ「公益的な市民活動」を行う場合もあります。

従って、実施している活動内容により「公益的な市民活動」であるか否かを判断することが必要とされます。

### 用語や概念の整理

「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

(市民活動推進条例の規定から)

○「公益」とは、広く社会全般の利益、あるいは、不特定多数の者の利益を意味し、「私益」「共益」を超えた社会全体の利益(不特定多数の利益)をいいます。

○「私益」とは、一個人や一組織の構成員のための利益、「共益」とは、組織の構成員も含め、共通の利害関係者のための利益をいいます。

○営利を目的としないとは、その活動が対価を受け取っているかどうかということだけで営利か非営利かを判断するのではなく、その市民活動団体が活動によって得た利益や資産を構成員に分配しないことを意味しています。